

議会基本条例特別委員会（第34回）要点録

- 1 日 時 平成23年12月19日(月)9:30～11:20
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

委員長…政策討論会に関する要領案の修正について。

題名の「規程」を「要領」に、4条「会長」を「委員長」に、7条1項は順を変え「市民との意見交換等を踏まえた結果、必要があると認めるときは、広報公聴委員会は、・・・」に変更する。

（了承）

事務局…8条2項の追加は、広報公聴委員会から提案された主題についても、最終的に議長が決定されるというもので、これに伴い、7条1項にも「議長に」が追加されます。

委員長…追加してよいか。

C委員…追加する。

G委員…追加する。

A委員…追加する。

D委員…追加する。

H委員…追加する。

E委員…追加する。

B委員…常任委員会の正副委員長で構成される広報公聴委員会で決めた主題に、議長の決定は不要ではないか。分科会による審議の中で、政策討論に値するか否かも判断すればよいのではないか。

事務局…あくまでも広報公聴委員会の判断を重視されつつ、さらに会派代表者の意向なども確認して、議長が最終決定されることを想定したものです。

委員長…議長が広報公聴委員会の判断に干渉するという意味ではなく、最終的に責任を負う議長が主題を決定するということだと考える。

8条2項を追加、7条1項に「議長に」を追加する。

（了承）

委員長…9条、10条、12条の「会長」を「委員長」に、10条4項「自らが会長を務める分科会の構成員以外」を「議員以外」に、10条5項「分科会の構成員以外」を「議員以外」に、14条「書記」を「職員」に変更し、11条1項（1）「及び議会運営委員会」を削除する。

（了承）

委員長…12月22日の全員協議会での発議の説明案について。

概略だけの説明としたが、この説明案でよいか。

(了承)

事務局…本会議に準じて、3要領について提案、質疑、討論、採決という進行を考え
ています。

委員長…まず3要領を一括説明し、質疑以下は1件ずつ行いたい。

(了承)

B委員…質疑の後、議員間討論を行えないか。

A委員…今までしていないのに、この部分だけ議員間討論するのはおかしい。委員会
でまとめたものを全協に諮るのだから、意見が出たら委員会に戻し再協議すべき。

委員長…その都度会派に持ち帰っているので、意見があるなら今までに出たはずであ
る。現段階で意見が多く出ることにはならないと思う。

議員間討論は行わないこととする。

(了承)

委員長…笠岡市議会議員政治倫理条例施行規程について。

事務局…来年4月1日の政治倫理条例の施行を前に、その運用の適正を期するために
細目が必要と考え、A区議会を参考に素案を作成しました。当選時に提出いただ
く書類や審査請求関係書類の様式などを定めるものです。

委員長…1条「趣旨」、2条「就業等の報告」について。

I委員…就業関係の書類に添付資料は必要ないか。確認する必要がある場合に手元
資料で確認できる方がスムーズである。

事務局…会社や法人等の登記関係書類までは必要ないと考えます。

I委員…法人のパンフレット程度のものを考えていたが。

事務局…会社等の名称を正しく記載いただければ、それも不要と考えます。

A委員…不要。議員との信頼を前提にすべきで、問題が起きた際に調べれば足りる。

委員長…原案のとおりとする。

(了承)

委員長…3条「傍聴の取扱い」、4条「秘密会」について。

I委員…見出しを「審査会の傍聴の取扱い」とした方が分かりやすい。

また、倫理条例の「原則公開」と「会長の許可を得た者が傍聴することができ
る」との整合は。

委員長…3条1項を「審査会は原則公開する。」とし、2項を削除すればよいか。

事務局…第2項は、審査会の進行を妨げる者を排除するための条と考えます。

委員長…「審査会の会議は原則公開とする。」、2項は「会長は必要があると認めると
きは・・・」としてはどうか。

C委員…条例で「原則公開」としている以上、3、4条は不要。

D委員…どちらでもよい。

H委員…どちらでもよい。

B委員…3条は不要だが、4条は秘密会とするときを明確にするために残す。

G委員…不要。

A委員…本会議等の傍聴規則と整合を図るために確認が必要である。

I委員…3, 4条ともに必要。

委員長…傍聴規則との整合はどうか。

事務局…本会議は傍聴規則が全面適用され、原則として非公開にはできません。委員会は委員長の許可を得た者が傍聴できます。倫理審査会は原則公開ですが、デリケートな問題を扱わなければなりませんので、素案のようにしました。

F委員…事務局と同様の理由で、制限が必要と考える。

委員長…3条1項を「審査会の会議は原則公開とする。」、3条2項と4条は原案のとおりとする。

(了承)

委員長…5条「庶務」は、原案のとおりとする。

(了承)

委員長…6条「審査請求書」について。

事務局…3号様式は議員の請求に、4号様式は市民の請求にそれぞれ対応するものです。

I委員…4号様式の下「正副本2通」の理由は。

事務局…後の条で「写しを添えて」とあるためと考えます。

委員長…様式3号には5分の1以上の議員の連署がされる。一方、様式4号はこれ自体が表書きで、別に有権者100人以上の連署がある。

様式4号は表書きで別に連署があることは記載しなくてよいか。

事務局…9条にあるので不要と思います。

C委員…5号様式は生年月日に「平成」がない。

委員長…「平成」を追加する。

6条および3号、4号様式は案のとおりでよいか。

(了承)

委員長…7条「審査請求に係る届出」について。

事務局…5号様式は、署名活動の幹事役に当たる方を届ける書類です。

I委員…後に100人の署名を集めれば、幹事役は1人でもよいのか。

事務局…1人で署名を収集される場合もあると考えます。

A区議会の例も、全体の流れは地方自治法の直接請求（監査請求やリコール）の章の発想に基づいており、署名を集める期間も直接請求に基づき定められていると思われます。実務では、署名が有効か判断するため、署名が選挙権を有する笠岡市民か否かを選管事務局と連携しながら確認する必要があります。

なお、先ほどの4号様式「正副本2通」は、1通を提出者にお返しするためのようです。

委員長…1人の場合は上の「請求者」欄だけ、複数で行う場合は下表をつかうのか。或いは、請求者の氏名が表中の5人の中にあればよいのか。

事務局…表中にあればよいと考えます。

F委員…ならば、5号様式の表中「複数の者で」を削除しては。

C委員…ならば、「請求者」を「代表請求者」、表中1を「代表請求者」としては。

事務局…7条に「審査請求書の写しを添えて」とありますが、その時点では、署名はまだ集まっていないのではないのでしょうか。

委員長…6条は署名の表書き、7条は事前届出、つまり6条の前には届出が必要なことを述べている。4号様式の違反内容等を5号様式の下に入れることも考えられる。7条と5号様式については保留とし、次回整理してお示しする。

(了承)

A委員…A区議会同様、この要領は地方自治法の直接請求が基になっている、手続きもこれに準じるかどうかを決めて進めるのがよい。

委員長…それも含め、次回協議したい。

8条「審査請求に係る署名活動」について。

法第74条7項とは何か。

事務局…選挙の期間は署名活動ができないということです。

I委員…法第74条8項とは何か。

事務局…選挙権のある人が代筆できることと、代筆者が署名をしなければならないことが定められています。

委員長…9条「審査請求等」、10条「被請求議員の弁明」、11条「審査結果の概要の公表等」、12条「補則」は原案のとおりとする。

(了承)

委員長…倫理条例施行規程のその他について。

D委員…政治倫理条例中で倫理審査会を構成する有識者の選び方について、あらかじめ決めておく必要があるかないか協議されたい。

A委員…審査委員の識見を有する者の報酬は何に準ずるかも協議されたい。

委員長…いずれも宿題としたい。

C委員…9条の「5日以内」は短くないか。

委員長…連休も考慮しての5日以内でよいと思う。

I委員…9条2項の「相当の期間を」はこの表現でよいか

委員長…宿題としたい。